

福井海区漁業調整委員会会議次第（第22期第15回）

- 1 日時 令和5年7月7日（金） 13時30分～15時00分
- 2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール
- 3 出席者
（会長）小林 利幸 （会長代理）鈴木 聖子 （委員）平野 仁彦、
子末 とし子、濱出 征勝、木邑 康和、森 修、櫻木 忍、高橋 武一、
小西 昌弘、東村 玲子、平内 真澄
（事務局）吉村 裕一、河野 展久、坂東 誠、児玉 晃治、小竹原 涼、
長島 拓也、柘植 卓実
- 4 課長（水産）挨拶
- 5 議題
 - （1）諮問事項
 - ・福井県知事管理漁獲可能量の変更について
 - ・知事許可漁業における制限措置、申請期間の設定について
 - （2）報告事項
 - ・同一の漁業権について免許の申請が複数あるときの判断基準について
 - ・玄達瀬の承認隻数について
 - （3）その他
- 6 議事録署名委員指名
小林会長：議事に入る前に、議事録署名員を指名します。本日の議事録署名員は、高橋委員と小西委員にお願いをいたします。
- 7 議 事
小林会長：それでは、諮問事項について事務局から説明をお願いいたします。
事務局：それでは、事務局のほうから、まず諮問事項1つ目、福井県知事管理漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について説明をさせていただきます。用いる資料は資料1になります。

まず、令和5管理年度の福井県知事管理漁獲可能量の変更について、この令和5管理年度というのは令和5年の4月1日から令和6年の3月31日までの期間となっております。

前回の委員会で少し頭出しをさせていただきましたが、令和5管理年度のくろまぐろの追加配分数量の変更について水産庁から事務連絡があり、前回の委員会ではまだ承認通知が送付されていないため、今回の委員会で諮問させていただくという方法で進めさせていただいておりました。

資料の2、3ページにはなりますが、今回、水産庁からくろまぐろの数量の変更承認通知が送付されましたので、本委員会で諮問させていただきます。

また、4ページ目になりますが、水産庁が実施しているくろまぐろの融通要望調査において、今年は5月に第1回の融通要望調査が行われておりまして、福井県は小型魚と大型魚の漁獲可能量を0.2トンずつ交換した経緯がありますので、今回の追加配分数量による変更と併せて諮問をさせていただきます。

くろまぐろの漁獲量の変更についてですが、資料の1番のくろまぐろ（小型魚）を御覧ください。

くろまぐろの小型魚については、当初配分が22.8トン。このうち、追加で変更になった数量が35.6トン。~~少し~~ここから水産庁の再計算により数量が減り34.3トンの追加となります。

ここから福井県が融通によって0.2トン交換したことで、34.3トンから0.2トン減の34.1トンが福井県の小型魚の漁獲可能量となります。

次に、くろまぐろの大型魚ですが、福井県では当初配分として19.1トン配分されており、これが追加配分により21.3トン。また、計算の数量変更を経て21.2トンに変更となり、この後の融通要望調査によって0.2トン増えたため21.2トンから21.4トンとなり、この数量が福井県の漁獲可能量となっております。

この漁獲可能量についてですが、漁業種類ごとに配分するように漁業法で定められております。

福井県では、くろまぐろについて福井県の定置漁業と福井県の漁船漁業等に配分するように資源管理方針の中で定めており、今回、小型魚については追加数量を全量定置漁業に配分する方向で検討しております。

なお、大型魚については、今現在、当初で0.1トン、漁船漁業等に配分をしておりましたが、先日この枠を全て使い切ったことで今漁船漁業に枠がない状態になっているため、最低限の混獲等の漁獲ができるように漁船漁業等に追加配分のうち0.1トンを再配分し、残りの数量について全量を定置漁業に配分する方針で検討をしております。

資料5ページ目御覧ください。

この知事管理漁獲可能量の設定について知事から諮問が届いておりますので、朗読させていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）。

みだしのことについて、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

資料6ページは、ただいま知事からの諮問の中にありました別紙の内容になります。

くろまぐろ（小型魚）およびくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度の数量について、次のとおり定めております。

まず、くろまぐろの小型魚についてですが、福井県の定置漁業に32.7トン、福井県の漁船漁業に0.4トンとなっております。

続いて、くろまぐろの大型魚についてですが、福井県定置漁業には19.3トン、福井県漁船漁業等に0.2トンの配分を検討しております。

資料7ページ目御覧ください。

こちら、先ほど説明の中でありましたくろまぐろの大型魚の釣り漁業について、ただいま釣り漁業に設定している枠が全て消化された状態になっておりますので、現在、福井県で大型魚の漁船漁業による漁獲について採捕停止命令を出しております。今回の諮問の中で漁船漁業の中に0.1トン再度追加するというお話しておりますが、この0.1トンの枠を再度追加した際には、この採捕停止命令については撤回させていただく予定です。

以上で、諮問事項について説明を終了させていただきます。

御審議のほうお願いいたします。

小林会長：ただいま事務局の説明が終わりましたが、何か御意見、御質問ございませんか。

何もないですか。

（「なし」の声あり）

小林会長：なければ、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では、次の諮問事項について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局：よろしくお願いいたします。

知事許可漁業に関する制限措置・申請期間について説明をさせていただきます。

まず、概要について、資料2の表紙、1ページの左側を御覧ください。

本議題は、本委員会ではほぼ毎回のように御審議をいただいているもので、福井県が漁業調整規則に定めた知事許可漁業について、その許可を行うために定める必要のある制限措置と申請期間を定めるため、事務局のほうで作成したこれらの案について当委員会の意見を聴くというものです。

今回定めるべき漁業は、資料の下段にあるとおり、機船底びき網漁業の石川県漁船部が対象となります。

では、1ページ右側にあります県知事からの諮問文を朗読いたします。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

知事許可漁業における制限措置および申請期間について（諮問）。

みだしのことについて、福井県漁業調整規則第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置および申請期間を定めたいので、同規則同条第3項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます、という諮問になっております。

続けて、1枚めくっていただいて2ページに移りまして。

こちら、制限措置と申請期間の具体的な内容でございます。

使用する漁船の要件や操業区域、漁業の時期、行う者の資格などが含まれております。

ただ、今回の制限措置の内容で諮問がなされているのが、許可すべき件数、表の左側から3つ目、数字の9の部分についてで、ほかが従前と変わっておりません。

実質的には現在の許可の期限切れが近いため、新しい許可を出すための許可の枠を設定するものとなります。

今回は、小型機船底びき網の石川県の漁船の入会分について許可枠を設けるものですが、昨年度に更新された両県の業界団体及び行政の間で交わされた取決めにより、9隻分の枠を定めるということとしております。

参考までに、その取決め内容について3ページ目に添付してありますので、後ほど御一読いただきますと幸いです。

また、2ページ戻りまして、下部の赤い字の部分が設定する申請期間です。許可の期間自体が9月から始まるというものですので、それに合わせて約1か月の申請期間を設定しております。

以上で、資料2、知事許可漁業に関する制限措置・申請期間の説明を終わります。

総括して、定例的な漁業許可の更新が目的であり、内容にも変更が特段ないものです。

御審議のほどよろしくお願いたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

何もございませんか。

（「なし」の声あり）

小林会長：諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では、諮問どおり諮問事項については以上といたします。

続きまして、報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局から説明させていただきます。

用いる資料は資料3となります。

今回の内容ですが、同一の漁業権について免許申請が複数ある場合の判断基準となります。

漁場計画の公示を5月30日に行いまして、6月1日から7月19日まで申請を受け付けている状況にあります。今のところ、複数の申請はありませんが、複数あった際に備え判断基準を設けておくものとなります。

1ページ目御覧ください。

同一の漁業権について、免許の申請が複数あるときについて、その漁業権が新規の場合または既存の漁場計画において現有免許者からの申請がない場合は、地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許をすることとなっています。

ちなみに、米印（※）ですが、これまで漁業権を適切かつ有効に活用していた場合に、その者から申請があった場合は、その方に免許されるということになっているため、そのような者からの申請がなかった場合で、複数あった場合ということになります。

この地域水産業の発展に最も寄与する者に免許することになりますが、その判断基準については公表することとなっています。公表に当たっては委員会にもあらかじめ報告することになっておりますので、今回報告させていただくということになります。

次に、この判断基準について、1枚目の下段になりますが、これは水産庁の長官通知で、複数の審査項目を設け総合的に判断すること、複数の審査項目というのは、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保などが例示されています。また、必要に応じて申請者へのヒアリングなどを併用しながら審査を行うことが適当とされています。

この水産庁長官通知を基に他県の判断基準等も参考にしながら作成した案が

1枚めくった3ページ目になります。

タイトルは、今説明した「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）とさせていただきます。

第1に目的、これは判断基準を定めるということを記載しています。

第2に、判断が必要となる場合と審査基準を複数設けています。審査基準、判断が必要となる場合は、先ほど申した複数の免許の申請がある場合、新たな免許で申請が複数あるとき、継続の漁業権で現在持っている方からの申請がなく、さらに複数の免許の申請がある場合、こういった場合に判断をする必要が出てくることになります。

審査基準は複数の審査基準を設けるといって、ここに書いている5つの審査基準を設けています。

第3のその他には、必要に応じてヒアリングを併用するということを記載しています。

この判断基準で公表したいと考えておりますが、御意見がありましたらよろしくをお願いします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問ございますか。

森委員：事前にこのようなことをするという事は、今後このようなことが起こり得るといふことか。

事務局：可能性としてはあるということです。

森委員：あるということですね。

今、申請はないけれども、近々あるという感じか。

事務局：~~これは全国的に、うちの福井県は7月19日締切りのため、今後の申請状況によっては可能性がある。なので、まだどうなるかは分からないところはあるんですけども。~~

森委員：そのような話を一部聞いたことがあるため、その関係と認識していたが、おそらく勘違いであった。~~ちらつと聞いた話もあるから、それかなと思つてちよつと聞いたんですけど、関係ないのかな。関係ない、全然。関係ないね。~~

事務局：全国的にこういうことが起こり得ますので、事前に定めて公表するというものです。

森委員：分かりました。すみません。ありがとうございます。

事務局：現時点では、県内でそのような事例を想定して策定しているものではありませんが、全国的にこのようなことが起こり得ますので、事前に定めて公表するというものです。

森委員：分かりました。

小林会長：ほかに何かございませんか。

(東村委員の質問について、機械のトラブルにより後ほど報告)

小林会長：最後、何かございませんか。

（「なし」の声あり）

小林会長：それでは、次の報告事項に入ります。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局：事務局からの報告事項2つ目、玄達瀬の承認隻数について説明をさせていただきます。

今、福井海区の調整委員会で玄達瀬に釣りに行かれる方に対しては、承認旗と承認証を発行しておりまして、本年度、一斉更新ということで、令和5年から令和7年までの承認を出させていただきます。

今回説明させていただくのがその承認の隻数になりまして、まず釣り漁業では承認の上限160隻となっているうち、今回の方針では97隻。次、遊漁船業でも160隻となっているところ、今回は91隻。次、遊漁の承認が上限50隻となっておりますが、今回34隻で承認を出させていただきます。

今回の承認隻数ですが、令和5年度の承認隻数、過去と比べてみてもかなり少ない承認隻数であり、だんだんと漁場を利用する方が減っていきつつあるのかなという認識です。今、結構厳しく制限した上で承認を出しておりますが、承認自体がだんだんと減ってきておりますので、今後また承認の要領の見直し等、そういったことも必要であれば委員会で皆様に御意見お伺いさせていただければと思っております。

報告について以上です。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問、御意見ございませんか。

何もございませんか。

（「なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では、報告事項については以上といたします。

その他について何かございませんか。

事務局：それでは、先ほどの東村委員からの質問について、まず質問の内容ですが、漁業生産の増大や漁業所得の向上とは、免許を申請している個人ではなく、地域（おおむね漁協の範囲）のことを指しているという理解でよろしいでしょうかという質問がありました。

今回のこの申請が複数ある場合のことですが、複数ある可能性があるのが個別漁業権といいまして、定置網漁業と区画漁業権の2つが個別漁業に該当して、基本的にはその申請者による雇用機会の確保や、所得の向上というのがあります。ただ、地域に与える影響ということで、流通の観点なども入れているというようなこととなります。安定的に生産が行われるかとか、そういったこととなります。

あとは、地域水産業の発展に関するということで、どの免許申請者が地域に最も寄与するかという観点で判断するということになります。

東村先生、よかったですでしょうか。

ありがとうございました、という回答です。

小林会長：ほかに何かございませんか。

小西委員：これと全然また違う話ですが、灯火の問題です。イカつけとその他の問題。

特に小浜湾の場合ですが、6月にうちの大島で小浜湾のちょうど出入り口のところで灯火がたかれており、かなり明るいと思い近づいた。

それで、聞いたところによると、湾内のLEDだと2キロワット以下ということになっていると思いますが、どう見ても2キロワット以上と思われたそのLEDが出てきてからワット数と明るさの関係性がよく分からない。

夜間はどうしても明るいほうに目が取られ、航行の安全上から言ってもこれははっきりしてほしいなという気持ちがある。

一体どれが6キロワットあるいは2キロワットなのか。その辺りが不明瞭であり3キロ以上沖での操業であればそんなに気にはならないが、小浜湾内だと、これから特に遊漁船、特にプレジャーボートもよく出てきています。そういうときに、どれが2キロワット以下だとかいうのは分かりにくいところがある。

その中で確認できたことは、マリナー等の遊漁船団体に対し周知徹底が不十分ではないかと漁業者としての意見もあります。

そして、パンフレット等を通じた遊漁船団体への注意喚起がよいのではないかと、という判断は漁業者にもできています。

最近、海業の振興として、地域や海への集客を進める政策も出てきつつある、そういう中で受ける側としても具体的にしていくことがこれからのトラブル減少につながるのではないかと考えますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

以上です。

事務局：ありがとうございます。

今、火光を利用した釣りの制限については、今説明のあったとおり委員会指示を発出しています。小浜湾内は6キロワットで、LEDを使用するときはそれに3を掛けるということで、逆に言うと3を割るというか、2キロワットまでという形になっています。

周知については、8月31日にこの委員会指示が切れるため、次の委員会で更新するよう協議することを考えています。

その際、この新しく委員会指示が発出されることになった際には、各所に周知するというのを徹底したいと考えています。

その8月31日に切れる委員会指示ですが、今回の漁業権の更新に合わせて

変えるものがあと2つありまして、新しく更新された定置漁業権免許に対して保護区域を設定するという指示で、これは県の定置網協会と相談しながら保護区域の設定について検討しております。

もう1点、まき餌釣りの制限についても、共同漁業権や区画漁業権の更新に併せ更新する予定をしています。

その3つ、定置の保護区域、まき餌、あともう一つが火光を利用した釣りの制限について、新しく委員会指示を出す必要性を考えていますので、次の委員会で協議したいと思っています。

小西委員：もう一ついいですか。

今関連して、定置漁業権の委員会指示がありましたが、この中には何人か定置に携わっている方もおられます。特に網の中に釣りの釣り針が引っかかっているということが結構あります。

24時間監視できるわけではなく、夜など漁業者が操業していない時間帯に定置網周辺で遊漁をしている可能性がある。

定置の保護区域や火光制限等の遊漁者にも関わってくる指示の徹底周知についてもご検討いただきたい。

以上です。

事務局：ありがとうございます。

今後の、今、県のホームページで広報をしておりますが、それ以外にもいい方法があれば検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

事務局：今言われているLED船というのは特定の船ですか。

小西委員：その通り。船名等も把握している。

事務局：分かりました。また後で。

事務局：他者から見てもその船が2キロワットかどうか疑わしいぐらい明るいということですよ。

委員：他の船員が見ても明らかに明るい。

小林会長：光の問題でも、話題にはなっていない。3キロとしても5キロも6キロも出る球を使っているが、それを認めているためどうしようもない話である。

小西委員：光量の切り替えできるから、他船が確認に行ったときに消せば、なんとでもできる。

小林会長：信用しているが、禁止にしても何にもならない。やったもの勝ちになっている。

小西委員：LEDが出てきてから余計に分らなくなった。だから、即座に光量を測れる機械があれば、現場の漁業者でも把握はできるが、我々は取り締まる立場ではないため、注意はできても、「何や、おまえは」と言われると終わりです。そ

のようなトラブルは避けたい。

要は、ルールさえ守ってもらえれば、何一つ言うことはない。しかし、誰かが声を上げないと恐らくこのままで、分かった分かったで終わってしまうので、実際に現行犯でなければ捕まえられなければ誰が言っても一緒だと思う。建前と本音もちろんあるでしょうが、その辺のところを具体的にできればいいかなと思います。

小林会長：何かほかにはないですか。

森委員：水上バイクが定置網の中に入ってくる。条例で禁止にできないのか。

小林会長：網中に入ってるんですか。

森委員：網中に入っていく。文句を言うと出ていくが、漁業者が帰るとまた入ってくる。どうもならないため、県条例等で何とかできないのか。

琵琶湖のほうはそうして条例つくっているが、福井県もそのような条例をつくってもよいのではないか。

高橋委員：琵琶湖条例か。

森委員：琵琶湖は条例でやっていると聞いた。

高橋委員：やっていますね。

森委員：県もそういう条例で対応していただかないと。

小林会長：県によっていろいろなやり方がある。

森委員：そうですが、一応条例つくるような方向性でできないかなという提案です。

森委員：わざわざ定置網の中に入ってくるんですよね。

木邑委員：いや、定置網というよりも、水中バイクが一番恐ろしいのは、河野地区では海士潜りや刺し網、タコつぼ等様々な漁具が入っているから入るなどと言うが、入ってくる。それで一遍怒りに行ったことがある。するとこっちの言うこと聞いてくれて、上げてくれた。

小林会長：指導しなければならぬのでね。

森委員：だから、そういう県の条例をつくってくれるといいんですけど。

高橋委員：水上バイクはどこでも下ろしても構わないと聞いている。止めることはできない。ただ、うちらの場合は日向湖でそういう事をしているものにどうするか聞いたところ、湖の運河周辺は危ないため、出るまではモーターボートで引っ張って出るという、そういう確約をもって今期からやらすことになっている。

あんな運河のところで飛ばされて事故あったら困るし。なんか事故があつてから動くような考え、それはいけないと言うけど、それでなかったら規制はできないと。それも困ったことになっている。

もちろん、今言うとおりの、保護区域の中に入ったら終わりですね。

森委員：条例をつくったらい。国ができないのであれば、条例をやってくれたらいい。

小林会長：もうそういうものは法律やいろいろなもの調べてきて。

高橋委員：調べている。

小林会長：絶対これは違反にならないと遊漁者も主張してくる。話にならない。

高橋委員：負けてしまう。県に聞いても、どこに下ろしても構わんとなっておる。

小林会長：下手すると税金でつくったものやのに、何で使うのだめなのかという話や。

森委員：水産課に言うて、福井県条例ってやつ、知事の免許で出してもらおうように考えている。そういう保護区域行ったらいけないとか言うて。

木邑委員：こんなんしてあって、漁業者を守るということ全然考えてくれない。

事務局：なかなか難しい話ではありますけれども、先ほどの定置の保護区の委員会指示の中での魚群を逸散する行為は駄目としてありますので、まずはそこを我々も周知はしていきますし、なかなか海の交通の話になりますと、各市町さんとか、当然保安部も入った中で話をしていけないといけませんので、また保安部のほうとはそういった話もしていこうと思います。

森委員：もう一つあります。

先般実施した、密漁パトロールに保安部と警察と共同で行ったが、県は全然そういうパトロールしてくれないのかなと思って、協力してやってほしいと思う。保安部の人だけでなく警察も漁協も水産課もみんながやったほうがいい、県の水産課何もしてくれないと。

そういうこともあって、漁業者のためにやるなら、せめてそうやって協力もしてもらって、船を出してもらおうとかやってほしいと思います。

以上、それだけです。

事務局：今のお話は、先日、保安部ともお話をさせていただいたところです。

森委員：ああ、そうですか。それならそれでいいです。

事務局：以前は県と漁連と保安部さんとか警察の方と一緒に共同パトロールというのをイベント的に、各地区で市によって地区を回るような形で開催させていただきました。

それについては、今コロナ明けましたので、来年度に向けて保安部さんと話をして開催をしていこうと、再開させていこうということで考えています。

それから、漁協さんとかも含めて、取締りに対する意思の統一を図るために昔は連絡会議みたいなのをやっけていまして、それについてもやっけていこうということでお話をさせていただいたところです。

森委員：はい、分かりました。ありがとうございます。

小林会長：もうほかに何かございませんか。

ないですか。

(「なし」の声あり)

事務局：事務局から1つ。

先ほど事務局から次回の委員会で諮問させていただくと、次の委員会ですが、8月の上旬ぐらいを検討しております、委員の皆様の資料の中に日程調整の紙を入れさせていただいておりますので、またそちら、もし今御都合悪い日があれば記載いただいて、また座席に置いて帰っていただくような形をお願いします。

小林会長：それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。